

平成 2 1 年第 4 回防府市議会定例会会議録（その 6）

平成 2 1 年 6 月 3 0 日（火曜日）

議事日程

平成 2 1 年 6 月 3 0 日（火曜日） 午前 1 0 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の延長
- 4 議案第 5 2 号 防府市自治基本条例の制定について
(総務委員会委員長中間報告)
総務委員会の閉会中の継続審査について
- 5 議案第 5 3 号 防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例の制定について
(産業建設委員会委員長報告)
- 6 議案第 5 6 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
(教育民生委員会委員長報告)
- 7 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）
(各常任委員会委員長報告)
- 8 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 9 号 平成 2 1 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
(以上教育民生委員会委員長報告)
- 9 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 4 号）
- 10 意見書第 3 号 基地対策予算の増額等を求める意見書

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（ 2 6 名）

1 番	安 藤 二 郎 君	2 番	斉 藤 旭 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	山 根 祐 二 君	6 番	土 井 章 君

7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
16番	高砂朋子君	17番	今津誠一君
18番	青木明夫君	19番	重川恭年君
20番	伊藤央君	21番	原田洋介君
22番	三原昭治君	23番	藤本和久君
24番	久保玄爾君	25番	山下和明君
26番	中司実君	27番	行重延昭君

欠席議員（1名）

15番 弘中正俊君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	松吉栄君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	岡本幸生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、弘中議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、久保議員、25番、山下議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の延長

議長（行重 延昭君） 会期の延長についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により7月3日まで3日間延長したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は3日間延長することに決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第52号防府市自治基本条例の制定について

（総務委員会委員長中間報告）

総務委員会の閉会中の継続審査について

議長（行重 延昭君） 議案第52号及び総務委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題といたします。

議案第52号は、総務委員会に付託されておりましたので、総務委員長の中間報告を求めます。斉藤総務副委員長。

〔総務副委員長 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） 議案第52号防府市自治基本条例の制定について、去る6月22日、委員会を開催し、審査いたしましたので、御報告申し上げます。

本案は、本市における自治の基本理念、基本原則等を明らかにし、市政に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨の実現を図ることを目的として、上程されたものでございます。

市長にも御出席いただいて、慎重審査を行いましたが、「自治基本条例の制定そのものを否定するわけではないが、市の最高規範と位置づけるものをつくるわけですから、すぐに改正だとかいうことのないように慎重に条文のあり方等について検討するには時間が足

りない」ということで、継続審査の動議が提出されました。

一方、「今後多少の見直しも必要と考えるが、運用については総合的に問題ない」という意見もございましたので、継続審査についてお諮りいたしましたところ、挙手による採決の結果、賛成多数により継続審査に決定した次第でございます。

以上をもちまして、総務委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ただいまの総務委員長の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 総務委員長からただいま委員会において審査中の事件につき、会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議案第52号の継続審査に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第52号については委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに可決されました。

議案第53号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例の制定について

（産業建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第53号を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託されておりましたので、産業建設委員長の報告を求めます。原田産業建設委員長。

〔産業建設委員長 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） ただいま議題となっております議案第53号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例の制定について、去る6月24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、防府市観光交流・回遊拠点施設の適正な管理と運用を図るために条例を制定するものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「指定管理者がまちの駅を管理する際には、休館日と開館時間はあらかじめ市長の承認を得て変更できるとあるが、何を想定してのことか」との質疑に対し、「まちの駅は、条例に定める開館時間が原則ですが、天満宮の祭事や年末年始等にあわせて時間変更が望まれることや、施設のメンテナンス、物品の入れかえ等から臨時的な休館日も必要と考えられるため規定を設けております。指定管理者が随時、勝手に時間変更することはできません」との答弁がございました。

また、「公共的な施設の減免を、経営面を優先するおそれもある指定管理者に判断を任せるのはどうか」との質疑に対し、「事前に市への協議があるものと考えますが、指定管理者の裁量で減免した場合、減免により収入が減少しても市は補てんをいたしません」との答弁がございました。

また、「減免や一部または全部還付の基準はどう考えているのか」との質疑に対し、「会議室については、まちの駅の設置目的に合致した使用の場合は、減免の対象となりません。また、営利を目的とした使用の場合は、減免しないこととしております。物販、飲食のスペースの使用料で、減免する必要が生じた場合、テナント業者の経営状況の把握や周辺の賃貸料との比較など調査した上で、相当の理由がなければ減免できないものであり、長期にわたる場合は、条例改正によるべきものと考えています。また、還付について、市または指定管理者の都合により使用ができなくなる場合は、全部還付となり、使用者の都合による場合で、一定期間以前の取り消しは一部還付が考えられます。いずれの場合も規則等で定めてまいります」との答弁がございました。

「一般の団体や事業所が会議室を観光交流以外の目的で利用することは可能か。また、施設の愛称は募集するのか」との質疑に対し、「会議室があいており、使用の制限項目に該当しなければ利用できます。愛称は、条例制定後、10月ごろに募集、審査に入りたいと考えています」との答弁がございました。

次に、「設備も備えられている飲食スペースの使用料は、市内の飲食店の賃貸料と比べてどうか」との質疑に対し、「使用料は、建設費にかかる経費をベースに算定しております。また、周辺の空き店舗情報も調査いたしましたが、まちの駅は若干低目に設定しております」との答弁がございました。

また、「指定管理者を最終的に決定する選定委員会の公平性、客観性を担保し、指定管理者の選定に当たっては競争性を確保すること」の指摘や「まちの駅は市が設置し、シャワー効果を期待するならば、指定管理者に対し、入場者数の要求水準を示していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。13番、田中議員。

13番（田中 健次君） このまちの駅の設置条例については賛成をいたしますけれど

も、この中で別表第1の施設使用料1で触れられております飲食施設、地域産物等展示販売施設については、今後どのような運営がされるのかについて重要な関心があり、この場で意見を申し上げておきたいと思っております。

この使用料については、建設費の75%負担とするということで、25%は公費で見える形となっております。そういうことを考えれば、ここは純然たる民間事業者である特定の店舗あるいはそういったものに貸すわけではなくて、むしろ新しいお土産開発、あるいは今「天神鱧」というふうな形でなっておりますけれども、そういった新しい商品開発、こういったものに結びつくような、地域の観光産業の振興に結びつくような、そういった事業者に貸されるべきではないか、こういう意見を申し上げておきます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

議案第56号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第56号を議題といたします。

本案は、教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。松村教育民生委員長。

〔教育民生委員長 松村 学君 登壇〕

7番（松村 学君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第56号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、昨年7月に着工し、今年度末の完成を目途に建設中の防府市体育館を設置し、並びに指定管理者による体育施設の一体的な管理運営を行うため、防府市陸上競技場及び防府市武道館の使用料の体系等を見直すとともに、指定管理者に利用料金を収入として収受させることができる利用料金制度を導入するため、これに伴う所要の改正をしようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「現行の条例にある使用料の減免の項目を削除した理由は何か」との質疑に対して、「現在、公共施設の受益者負担につきましては、一層の公平性・

公正性が求められており、体育施設の使用料については、まずは全額納付していただき、スポーツの振興等に対する支援については、施策としての判断ができるよう補助金で対応していく方向としております。この考え方は、庁内組織として設置された管理運営委員会において十分に検討し、補助金で対応することについては、庁内合意も得ています。また、新体育館を建設する前には、体育館建設懇話会での協議や、利用者アンケートにより意見もお聞きいたしました。その中には、減免は現状のままあったほうがよいという意見もありましたが、種目団体等の方だけの減免はおかしいのではないかという意見もあり、より透明性を図るために、施設の管理者が減免を認めるという方法ではなく、補助金で対応していきたいと考えたものです」との答弁がありました。

これに対して「補助金制度となれば、いわゆる補助金カットの対象になるのではないかという危惧がある。その辺は担保できるのか」との意見がありました。

また、「減免しない市の方針と言われたが、市はどのような形でそういうものを方針化したのか」との質疑に対して、「減免規定を削除し、必要なものについては補助金交付により対応すべきという考え方は、平成8年の使用料手数料研究部会で検討されております。その後、平成17年からの第3次行政改革・後期計画で受益者負担の適正化を打ち出しておりまして、推進計画の中で、公会堂、体育施設等の減免の廃止等について、検討に取り組むことになりました。それを受けまして、使用料の減免規定についての研究部会が設置され、検討の結果、まずは受益者負担の原則に立つこと、その原則に立って施設の性格・位置づけを考えて最終的に判断するという研究部会の報告がなされており、また、これが市の考え方でございます」との答弁がございました。

これに対して、「今日、市民との協働については、いろいろな形が模索されている。そういう時代になってくると、いかに市民あるいは市民団体をフォローするのかということが大きな課題になってくる。補助金も一つの方法だが、減免も一つのやり方である。減免についての市の方針は平成8年の研究報告がもとになっているようだが、今日の行政課題には、それではこたえられないのではないか」との意見がありました。

「補助金制度になった場合の交付の流れは、どうなるのか」との質疑に対して、「体育協会を例にいたしますと、まず翌年度1年間の利用について体育協会と協議いたしまして、補助金を年度初めにお渡しします。その中から、体育協会が加盟団体に概算払いで先に補助金を支払う場合と、加盟団体が使用料の全額を支払った後で体育協会に補助金を請求する場合の2つの方法が考えられます」との答弁がありました。

「利用料金制度を導入した場合に、指定管理者が利用料収入を上げようとして、スポーツ振興の目的を外れ、利益を最優先することがないようにしていただきたいが、このこと

についてどう考えているか」との質疑に対して、「スポーツを振興する立場から、申し込みに当たっては十分配慮していきたくて考えています。市や教育委員会、公益目的の団体の利用のほか、体育協会等の公共的な団体によるスポーツでの利用は優先的に考え、営利、物販等については、空いていた場合にお貸しするという考え方でおります」との答弁がありました。

「指定管理者に出した場合のモニタリングはどうするのか」との質疑に対して、「モニタリングは事業評価にも関係しますので、常に現場に赴いてチェックをしていきたくて考えています」との答弁がありました。

「利用料金制度と指定管理料の考え方はどうなっているのか」との質疑に対して、「アリーナ等を貸す事業と自主事業は、経理を分けていただこうと思っています。いわゆる貸し館事業は管理費と利用料の差額を指定管理料として出していきます。自主事業は、指定管理者のプログラムで行いますが、今まで開催していた講座は現状を維持していただき、独自のメニューについては我々が精査いたします。しっかり監視しながらサービスの向上を図っていきたくて考えています」との答弁がありました。

「民間の事業者が指定管理者に選定された場合の経営状況等の報告についてはどう考えているのか。また、情報公開についてはどう考えているのか」との質疑に対して、「民間の事業者を選定した場合は、指定管理者制度導入ガイドラインにより報告書を提出させますので、これを公開していきたくて考えています。しかしながら、今のところ、議会に対しての報告の仕組みがありませんので、教育委員会だけではなく、市全体で考えていきたくて思います。また、情報公開については協定書の中に書いていきます」との答弁がありました。

「新体育館は、最初から指定管理者に任せることになるが、光熱水費や利用料金収入についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「指定管理料を算定する場合には、経費と収入の差額が基準になります。初めての建物ですので、光熱水費は開館してみないとわからない部分がありますので、お互いのリスクを管理するために、2年程度精算制にしたいと考えています。利用料についても、我々の期待値がありますので、穏やかな精算制を2年間とって、その結果を見ながら、そこで適正な金額を決めていきたくて考えています」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、2つの修正案が提出されました。

田中委員からは、民間業者になっても、これまでと同様、使用料の減免規定を置くと同時に、利用料金制度の導入を見送るという理由で、使用料の減免及び利用料金制度の導入に関する項目を改める修正案が提出されました。

また、河杉委員からは、減免規定を削除して補助金で対応するという事は、将来の補助金カットが懸念され、また、市民がより利用しやすい施設を望むのであれば、きちんとした形で条例に載せるべきであるとして、現行の条例と同様に減免規定を置くという理由で、減免に関する項目を改める修正案が提出されました。

この2つの修正案及び原案についてお諮りいたしましたところ、「指定管理者制度において、利用料金制度を外してしまうと、企業努力により発揮される効果を得にくいと考えることから、田中委員提出の修正案には反対し、スポーツの振興を図っていくために、これまでどおり減免規定を取り入れる、河杉委員提出の修正案に賛成する」との意見がありました。

また、「市民への公平性を考えると、減免規定は現行の条例と同様に置いていただきたい。田中委員提出の修正案については、指定管理者の応募がなく、直営になった場合、ますます市民の負担が増えることが考えられることや、管理に対して執行部の明確な答弁があったことから、河杉委員提出の修正案に賛成する」との意見がありました。

さらに、「新体育館の設置目的や公の施設の役割について考えると、現行の条例と同様に使用料の減免規定を置き、利用料金制度を見送ることのほうが趣旨に沿っていると考えことから、田中委員提出の修正案に賛成する」との意見もありましたので、まず、田中委員提出の修正案のうち、河杉委員提出の修正案と共通する部分を除く部分は、挙手による採決の結果、賛成少数により不承認にいたしました次第でございます。

次に、両修正案の共通する部分は、挙手による採決の結果、全会一致で承認した次第でございます。

最後に、修正部分を除く原案については、御異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

したがいまして、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 議案第56号について、今回の条例改正は新しく建設される防府市体育館の建設に伴うものですが、これまであった減免規定をなくすこと、これまでなかった利用料金制度を導入すること、2つの変更を含んだものとなっております。

まず、減免規定についてですが、これからの行政のあり方を考えると、市民との協働が今後大きな意味を持ってまいります。市民団体や市民活動への行政の援助がさまざまなレベルで必要になってきます。これについては補助金という方法もありますが、使用料等の減免も一つの方法であります。多様な援助の方法が考えられるべきですし、むしろ拡大すべきではないかと思われまます。

次に、利用料金制度についてですが、防府市の体育施設は、これまでは市の出資法人である財団法人防府スポーツセンターを指定管理者として管理運営されてきました。今後は公募により指定管理者を選定するとの教育委員会の方針であり、防府市の施設としては、指定管理者に純然たる民間事業者がなる初めてのケースになる可能性が大であります。

民間事業者が選定されることとなれば、財団法人防府スポーツセンターの機能は縮小されることとなりますが、市の出資法人でありながら財団法人防府スポーツセンターの今後のあり方については、教育委員会から何ら具体的な御答弁をいただきませんでした。防府市が財団法人防府スポーツセンターをつくり、行政とこれまで一体的に体育施設を管理してきた経緯をどう考えるのでしょうか。

ところで、指定管理者制度が継続的な管理運営まで義務づける制度でないことについて、次のような指摘も有識者によってなされております。指定管理者が外郭団体である場合には、外郭団体みずから手を引くということは考えにくいですが、民間事業者等の場合には、どうもお世話になりました、心の中ではこんな仕事やってられないといって手を引くこともだれもとめられないのである。

公の施設サービスの継続性を保証するためには、これまでどおり外郭団体を指定管理者とすべきでしかないかと思えます。したがって、民間事業者の参入に道を開く利用料金制度の導入には反対であります。

委員会では、減免規定と利用料金制度の両方について、これまでどおりとする修正案を提出しましたが、先ほどの委員長報告のとおり、委員会では減免規定についてのみ修正をされました。

したがって、委員会採決と同様、減免規定を復活させた修正案には賛成をし、利用料金制度導入を含んでいる原案の残りの部分には反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案の委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を起立により採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第56号についての修正

案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。修正議決した部分を除くその他の部分を、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第56号の修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

議案第57号平成21年度防府市一般会計補正予算（第3号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第57号を議題といたします。

本案は、各常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。斉藤総務副委員長。

〔総務副委員長 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第57号平成21年度防府市一般会計補正予算（第3号）中、総務委員会所管事項について、去る6月22日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入では、国・県支出金や繰越金等を計上いたしております。

なお、繰越金については、平成20年度一般会計の決算見込みにおいて、普通会計の実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立て、残りの4億円を繰越金として見込み計上しているものでございます。

歳出では、不発弾の探査委託経費及び野島海運への離島航路補助金の額が確定したことに伴う補正を計上いたしております。

特に御報告申し上げる質疑はございませんでしたが、「仮に不発弾が発見されたときには補正でなく、予備費で速やかに対応していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。松村教育民生委員長。

〔教育民生委員長 松村 学君 登壇〕

7番（松村 学君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりまし

た議案第57号平成21年度防府市一般会計補正予算(第3号)中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る6月23日、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、循環型社会形成推進交付金及び子育て支援特別対策事業費補助金や、英語教育改善のための調査研究事業委託金のほか、県の福祉医療助成制度の変更に伴う補正が計上されているものです。

次に、歳出につきましては、まず、民生費では、県の福祉医療助成制度の変更に伴う重度心身障害者医療費及び乳幼児医療費の財源の組み替え、母子家庭医療費からひとり親家庭医療費への変更等が計上されているものです。

次に、衛生費では、妊婦健康診査委託料の増額補正及び分娩施設補助金やクリーンセンター整備・運営事業実施に伴うPFI事業者再募集に関する経費が計上されているものです。

また、教育費では、英語教育改善のための調査研究事業及び新体育館愛称募集にかかる所要経費が計上されているものでございます。

また、債務負担行為につきましては、クリーンセンター整備事業にかかわる限度額及び運営事業にかかわる委託費の債務負担が設定されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「分娩施設補助金の具体的な内容はどうなっているのか」との質疑に対して、「この補助金は1分娩当たり1万円を限度として分娩施設に補助するものですが、2つの条件があり、1点目は分娩施設の就業規則に分娩手当があること、2点目は分娩費が50万円以内の施設であることです」との答弁がございました。

「富海小・中学校で行われる英語教育改善のための調査研究事業の授業時間数や内容はどうなっているのか」との質疑に対して、「すべての小学校で5、6年生の外国語活動が先行実施されていますが、富海小学校では全学年が外国語活動を取り入れることとなります。1、2年生は週3時間の生活科の時間から1時間を、3年生から6年生は週3時間の総合的な学習の時間から1時間を外国語活動に充てます。中学校の1年生から3年生の授業数は105時間で変化はありません。小学校の場合は、コミュニケーション能力の育成を図る、その素地を養う、音声に親しむといったことが中心になります。中学校に入りますと、高校入試に向けて根本的なものも含めて受験英語も一緒に勉強していきます」との答弁がありました。

「クリーンセンター整備運営事業は、再度の上程になるが、主な見直し点は何か」との質疑に対し、「主な見直し点は、施設整備に係ることでは、業者とのそごをなくすため、

メタン発酵の下限値の提示をすることとし、運営事業に係る技術要件や契約条項については、市に優位的な形になっていましたリスク分担を見直し、対等な立場にすることで、業者が参加しやすい条件にしました」との答弁がありました。

「業務があと1年おくれた場合、交付金はどうなるのか。また今後のスケジュールと、ごみ行政に対する政策が大転換した場合には、どのような影響があるのか」との質疑に対し、「1年おくれることで、交付金への影響は基本的にありません。今後のスケジュールは補正予算が議決されれば、7月中に再公募をかけ、12月ごろに最終提案書を提出してもらい、翌年2月ごろに優先交渉権者を決定し、基本契約・建設契約・管理運営契約を締結後、6月議会に契約議案を上程する予定です。契約締結以降に、政策の変更という形で中止になりますと、業者と訴訟になることも考えられます」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、「福祉医療費の独自助成等、評価できる点もあるが、クリーンセンターの更新に関する債務負担行為等は大きな金額であり、これを決めることによって来年以降の行政の政策を硬直させてしまうことや、PFI自体が、ごみ処理という、市民にとって止まってはいけない事業になじむのか、疑問をいまだに解消できないので、この予算は承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。原田産業建設委員長。

〔産業建設委員長 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） ただいま議題となっております議案第57号平成21年度防府市一般会計補正予算（第3号）中、産業建設委員会の所管事項につきまして、去る6月24日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において、観光費では、まちの駅の指定管理者の選定に係る協議会等委員の報償費を計上し、住宅建設費において、公営住宅ストック総合改善事業を進めている中で、地域住宅交付金の追加内示を受けたことにより、緑町団地全戸の電気容量を変更する工事と、坂本団地において火災警報器を設置する工事が計上されております。

委員会といたしましては、特段御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めま

す。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） 議案第57号平成21年度防府市一般会計補正予算（第3号）について、会派「息吹」として賛成しがたい旨を表明いたします。

今回の補正予算につきましては、福祉医療助成制度、妊婦健診の費用など、評価できるものもたくさん計上されております。しかしながら、4款衛生費、2目の塵芥処理費や、第2条債務負担行為にクリーンセンター整備や運営経費に巨額の予算が計上されていることに、どうしても納得ができません。

これまで何度かごみの減量化 ゼロ・ウェイストを目指したごみの減量化の推進など、事あるごとに指摘をしてまいりました。また、多くの議員さんがこういったことの指摘をされてまいりましたが、一般質問でもいろいろとお伺いいたしましたが、これといった減量化の推進というものを策は進められておらず、この計画がまずもう新処理場建設ありき、メタン発酵の技術やPFI、そういった建設ありきの議論ばかりが進められ、減量化について具体的な計画が進められてこなかったことに非常に疑問を抱くところでございます。

先ほどの委員長報告の中でもございました。この計画がもし1年おくれたとしても、交付金等には影響がないということでございました。私たちといたしましては、もう少しこのごみの問題、防府市の将来にもかかる大きな問題であります。このことをしっかりと議論をしていただきたいという思いを表明いたしまして、この補正予算については反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案につきましては、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第57号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第57号については原案のとおり可決されました。

議案第58号平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第58号及び議案第59号の2議案を一括議題といたしま

す。

本案は、いずれも教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。松村教育民生委員長。

〔教育民生委員長 松村 学君 登壇〕

7番（松村 学君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第58号、議案第59号の2議案につきまして、去る6月23日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正につきまして、最初に、議案第58号平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出において、政令の一部改正により、年金の特別徴収から口座振替による普通徴収へ移行することが可能となったことに伴う電算システム改修委託料が計上され、歳入において、同額が一般会計からの繰入金で計上されているものでございます。

次に、議案第59号平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、包括支援センターにおける職員体制等の変更に伴い、保険事業勘定の出向委託契約料の減額、サービス事業勘定の介護支援専門員報酬の増額等が計上され、これらの収支差が繰入金で調整されているものでございます。

当委員会といたしましては、2議案とも、特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の2議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号及び議案第59号の2議案については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号及び議案第59号の2議案については原案のとおり可決されました。

議案第60号平成21年度防府市一般会計補正予算（第4号）

議長（行重 延昭君） 議案第 60 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第 60 号平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 4 号）について、冒頭に当たりその趣旨説明を申し上げます。

5 月 29 日に、総額 13 兆 9,256 億円の国の 2009 年度補正予算が成立したところでございます。

この補正の中には、地方公共団体への配慮として、経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方の負担軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施する目的で創設されました「地域活性化・公共投資臨時交付金」と地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施する目的で創設されました「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の 2 つがございます。

今回の追加補正は、5 月 18 日に総務省より地域活性化・経済危機対策臨時交付金の本市への交付限度額が 4 億 4,782 万 3,000 円との通知がありました。

この交付金の適応事業であります、「経済危機対策」に沿った 9 項目、または「地方再生戦略」に沿った 28 項目に関連するもので、そして、本市の本年度の最重要施策として位置づけた「環境・観光・教育」に関連する、市の単独である事業を選定いたしまして、総事業費として総額 7 億 1,902 万 3,000 円を上程するものでございます。

なお、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、いまだ制度的に不透明な部分が多いので、制度が明確になり次第適切に対応してまいりたいと存じます。

それでは、議案第 60 号平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

まず、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 1,132 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 383 億 3,073 万 4,000 円といたしております。

第 2 条の地方債の補正につきましては、5 ページの第 2 表にお示しいたしておりますように、道路橋りょう新設改良事業及び消防施設整備事業にかかわる限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6 ページ上段の 15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務

費補助金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、先ほど御説明いたしましたが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付限度額である4億4,782万3,000円を計上いたすものでございます。

同じページ下段の22款市債1項市債6目消防債につきましては消防施設整備事業に、8目地方道路等整備事業債につきましては、道路事業に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、いずれの事業も国の2009年度補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の適応事業であります。その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、8ページ上段の2款総務費1項総務管理費の9目企画費につきましては、離島・過疎等対策及びITによる底力発揮対策として、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るために、野島小・中学校と野島漁村センターの情報通信回線の高速化工事及びパソコン機器の購入に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び地域医療対策として、高齢者や障害者に対する的確な救急活動や救急医療を支援するために、高齢者世帯（65歳以上の独居世帯、75歳以上の高齢者世帯、独居の障害者世帯）に救急医療情報キット等を配布する所要の経費を計上いたしております。

その下、5目障害者福祉費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対策として、障害者の安全な生活環境を確保するために、知的障害者更生施設であります「大平園」のスプリンクラー整備事業等及び知的障害者授産施設であります「愛光園」の水道設備や食堂施設の改修事業費等を計上いたしております。

次に、10ページ上段の3款民生費2項児童福祉費の4目児童福祉施設費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び子育て・教育支援対策として、保育環境の充実による次世代育成対策の推進を図るために、公立保育所のエアコン設置事業及び公立保育所とすべての留守家庭児童学級の通信設備、これはファックスでございますが、整備事業費等を計上いたしております。

次に、同じページ下段の4款衛生費1項保健衛生費の3目予防費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対策として、新型インフルエンザの流行時にも救急業務をはじめとする行政サービスを適切に実施するため、感染防止用資機材の購入経費を計上いたしております。

その下の8目保健衛生施設費につきましては、地域における医療供給体制の整備充実及び地域医療対策として、保健活動の拠点施設及び初期応急医療施設の安全性・利便性の向

上を図るため、休日診療所の多目的トイレの新設、洋式トイレへの更新及びエアコンの更新事業と保健センターの空調改修、外壁改修事業費等を計上いたしております。

次に、12ページ上段の6款農林水産業費3項水産業費の3目漁港管理費につきましては、離島・過疎等対策及び農林漁業の底力の発揮対策として、野島漁港の環境改善を図るために、漁港の浮棧橋及び船揚場の改修費等を計上いたしております。

次に、同じページ下段の7款商工費1項商工費の3目観光費につきましては、観光等交流の活性化及びソフトパワーによる観光振興対策として、観光情報の充実及び観光客の回遊性の向上を図るため、観光映像ソフトや観光PR展示物等の作成及びレンタサイクル用自転車の購入に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、14ページ上段の8款土木費1項土木管理費の2目交通安全対策費につきましては、都市構造・交通対策及び省エネ製品等の推奨として、自転車利用環境の向上及び省エネ技術の普及促進を図るため、JR高架下自転車等駐輪場へのLED照明の導入及び防犯カメラの新設等に係る所要の経費と、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対策として、通学路の安全確保及び交通事故防止を図るため、市道の危険箇所の改修工事として歩道工事3路線、側溝工事5路線、舗装工事1路線及び冠水警告看板の設置費等を計上いたしております。

次に、同じページ下段の3項河川費の1目河川総務費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対策として、流域周辺市街地の水害に対する安全度向上を図るため、清水川の改良工事費等を計上いたしております。

次に、16ページ上段の8款土木費6項都市計画費の5目公園費につきましては、観光等交流の活性化及び観光振興対策として、観光資源の魅力向上を図るため、大平山山頂の展望台の一部改修及び園路の整備費と安心・安全な暮らしの実現及び子育て・教育支援として、子どもたちが安心して遊べる公園の施設機能を充実し、より一層の公園利用を促進するため、都市型公園であります天神山公園と向島運動公園の総合遊具の設置及び桑山公園案内標識設置費に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の9款消防費1項消防費の1目常備消防費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対策として、新型インフルエンザの流行時にも救急業務を適切に実施するため、感染防止用資機材等と心電図伝送装置の備品購入費を計上いたしております。

その下から次のページまでの3目消防施設費につきましては、太陽光発電によるエネルギー対策として、公共施設の地球温暖化対策及び自然エネルギーの導入を促進するため、消防庁舎への太陽光発電システム整備費と、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対

策として、災害応急対応の充実を図るため、消防ポンプ自動車の更新事業費を計上いたしております。

次に、20ページ上段の10款教育費2項小学校費の1目学校管理費及び同じページ下段の3項中学校費の1目学校管理費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び防災・安全対策として、学校施設の防災拠点としての機能強化及び安全性の向上を図るため、市内の全小・中学校への太陽光LED外灯整備及び各学校施設整備事業、これは21校の手すりの設置、3校のプールの改修、9校の校内無線装置設置でございますが、これらに係る所要の経費を計上いたしております。

次に、22ページ上段の4項社会教育費の6目社会教育施設費につきましては、安心・安全な暮らしの実現及び地域活性化対策として、公民館の防災拠点及び地域活動拠点としての機能強化を図るため、市内の全公民館への太陽光LED外灯整備及び各公民館整備事業 13館の空調設備の更新、新田・華城公民館の駐車場の舗装、6館の外壁・館内の改修に係る所要の経費と科学技術による地域活性化及び人材力支援対策として、体験活動を通じて、子どもたちの科学や環境に関する興味を喚起し、理解を深めるために、防府市青少年科学館（ソラール）の環境学習器具の購入に係る所要の経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を3億571万2,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、質疑を求めます。23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 大きく2点ほど質問させていただきます。

最初は、太陽光パネルつきLED外灯ですけども、これの費用対効果を示してください。それと、事業にはやらなければならない事業、やったほうがいい事業、やらないほうがいい事業、やるべきでない事業があると思います。行政側から見たら下の2つはないと思うのですけれども、市民の目から見たらこの4ランクがあります。この事業は、当然上の2つ、どちらかだと思ふのですけども、どちらにランクづけをされておるのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、大きな項目の予算書の19ページですけども、太陽光発電設備の設置の費用が計上されております。これについては高く評価するものですけども、過去のいきさつから少し質問させていただきたいと思います。

私は、平成19年の9月の一般質問で、新体育館に地球温暖化対策の一つとして太陽光

発電設備を設置すべきだという提案をさせていただきました。当局の見解は、費用対効果がないから設置しないということでした。お金がないから設置しないではなくて、費用対効果がないから設置しないということでした。それから今日まで約2年たったわけですが、その間に太陽光発電のコストはそんなに下がっていないと思いますし、買い上げの電気料金も上がっていないと思います。当然、費用対効果がないんじゃないかと思うんですけども、もしあるのであれば費用対効果を示していただきたいと思います。ないのであれば、考え方が変わったのかどうか。すなわち、地球温暖化対策の一つの大きな柱として自然エネルギーの導入は費用対効果ではないんだと、喫緊の課題であるという認識に変わったのかどうか、お示しを願いたいと思います。

それから、自然エネルギーの導入計画、公共施設の自然エネルギーの導入計画、この中にそれがあって初めて消防庁舎にことしはつけると、来年はどのようなものをつける、こういったことが言えるんだろうと思うんですけども、その導入計画を示していただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 大きく分けて4点、御質問なさいましたが、私のほうから、2番目に、この太陽光パネルはやらなければならない事業か、やる必要ない事業かということでしたが、これはやる、絶対必要のある事業と認識して予算計上させていただきました。

それと3番目に、2年前ですか、一般質問されたときには費用対効果がないので導入しないということだったんだけど、それから今回ですけれど、考え方が変わって、計上しておるけれど、どういう状況が変わったのかということですが、これにつきましては2つ理由がございます。

まず1点目は、今回、経済危機対策臨時交付金の趣旨でございますけれど、これは皆さんの勉強会でも御説明申し上げたと思うんですけど、今回は大きく経済危機対策の骨格につきましては、とにかく1番目は経済危機の底割れを回避するんだということが1点目です。

2点目が、成長戦略、未来への投資ということで、低炭素革命、これをやっていけ、太陽光発電をどんどん入れていけよという今回の補助金の目的でございます、理念がございます。そうした流れの中で、今回これをぜひ、採用させていただいたと、社会の情勢がちょっと2年前と変わってきたということが1点でございます。

2点目は、社会全体がエコ推進の流れにあるということで、私どもも生活環境部のほうも昨年ですか、生活安全課内に環境政策室を設けたり、それから環境家計簿を作成したり、

それとか、ことしになってレジ袋の有料化によるレジ袋の削減と、こういったこともどんどん取り入れております。

そしてさらに、これが一番大きい理由なんですけど、個人向けには住宅用の太陽光発電システム設置費補助金、こういったものを設けました。さらに中小企業向けには地球温暖化対策施設等整備資金利子補給補助金、こういったものを創設しております。

こういった中で、行政は何をやるのかと、行政が率先して太陽光発電システムを導入して、市民の方にも模範を示さなきゃいけないじゃないかと、こういう流れの中から、今回の、消防庁舎にもこういったものを取り入れましたし、各外灯、それぞれ公民館にも外灯設置いたします。それから、災害拠点であります小・中学校にも外灯を設置します。こういったもろもろのことを今回、そういった流れの中から措置させていただいたということでございます。

それから、太陽光パネルの1番目の質問でございますが、この費用対効果については消防長のほうから……。当然のことながら、費用対効果については、これはかなりの効果がございます。今、太陽光で今回、電光掲示板をやっておりますですね、今やっております、この電光掲示板の、これを導入することによって、これがかなり全部太陽光で賄うことができます。

それと、消防庁舎の中のいろいろ照明とか空調、冷暖房、この費用もかなり節電することができます。ただ、残念なことはまだ売電までには至りませんが、今回、屋上にそれらを設置することによって、大きな費用対効果が出てまいると、このように思っております。

以上でございます。（「あと2つ」と呼ぶ者あり）

議長（行重 延昭君） まだありましたか。生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 私のほうからは新エネルギー、特に太陽光発電システムの公共施設への導入計画ということでございます。このことについてお答えさせていただきます。

平成18年に私ども市のほうで策定いたしました防府市環境基本計画の中で、公共事業における建築等の、建設の設計時においては、断熱構造化、それから省エネルギー型設備や太陽光等の新エネルギーの導入など、省エネルギーやエネルギーの効率的利用を図ることとしておりまして、また、防府市役所環境保全率優先実行計画の行動プログラムにおきまして、市有施設の新増設に当たっては、新エネルギーの導入など、省エネ・省資源型施設を目指すとしております。

しかしながら、具体的なそれぞれの施設については、これをどの順番にやっていけというような状況に、今トータル的につくっておりませんので、このあたりが今からの課題か

なというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） あと1点ありましたか。（「LED外灯の費用対効果」と呼ぶ者あり）生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、このことについて私のほうから、費用対効果の件でございますけれども、ここにちょっとパンフレットがあるんですけれども、水銀ランプ100ワットの屋外照明器具と比較いたしまして、約70%の省エネ、それから、これは長時間もつというので非常に有効だということで、これが4万時間という耐久性があるということでございますので、このあたりが非常に有効かなというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 費用対効果というのは、投資に対する結果ですよね、投資額何ぼに対して結果がこうなるから、費用対効果があるということでしょう、そう思いますよ。私、平成19年9月のときに一般質問したときに、太陽光発電を設置すべきだということでしたけども、費用対効果がないという結論を出された。今の消防庁舎、費用対効果があるというんですが、じゃ数字でちゃんと出してください。幾ら設備投資して、何年で回収できるから費用対効果があるんだと。私は状況、変わっていないと思いますよ、今まで。

ちょっと待ってください、まだ、3回しか質問できませんので。それから、先ほどの財務部長の答弁を聞いていますと、地球温暖化対策には費用対効果ではなくて、喫緊の課題だから取り組むというふうに私には聞こえたんですけども、率先垂範して行政がやりたいということですから、今後、地球温暖化対策は費用対効果はなしでもやるということなのか、はっきり御答弁を願いたいと思います。

それから、自然エネルギーの導入計画、個別にはないということですけども、導入計画であれば、防府市役所として出しているCO₂排出量が現在こうだと、何年後にこういう目標で削減していく。その中で自然エネルギーの導入はこういう計画でやっていって、そのうちの何%を削減していくんだというような計画をぜひともつくりたい。これは要望にとどめます。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 消防庁舎に関しては費用対効果がないんじゃないかという藤本議員の御指摘でございますが、確かにございません。というのが、今回はたまたまこういった補助金が、交付金がいただけるということで、この辺の、当初の投資的なものが非常に有利になるということで、このような判断もしたわけでございます。

それと、これから先もそういった、例えば交付金とか、こういったようなものがあったときに率先してやるのかという御質問だろうと思うんですけど、これにつきましては、今からは低炭素社会の実現、それとか、こういった地球温暖化対策というのは行政の責務でございますので、この辺についてはいろんな状況判断をしながら、その辺の対応をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） ありがとうございます。

今後は地球温暖化対策をやるというふうに私には聞こえました。費用対効果が出たというのは、要は、国がくれたお金だから費用対効果が出たんですよね。（笑声）そりゃそうなんですよ。じゃが、国がくれたお金だって、私たちの税金なんですよ。いうことは、私は太陽光発電に反対しているわけやない、賛成しているものですから、非常にうれしいんですけども、よろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それじゃ、2点ほどお尋ねをしておきます。

まず、13ページの観光費の中の13節委託料856万8,000円、これが映像ソフト等作製委託料となっておりますが、これの中身について教えていただきたいと思います。

それからもう1点、17ページの公園費の中の15節工事請負費5,000万円、これの内訳、観光と都市計画にわたっていますが、内訳、それから中身について御説明をお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

最初に、13ページの観光費の委託料、映像ソフト等作製委託料でございますが、これにつきましては、今、動画のビデオ、季節編というふうに申しておりますが、これを4本、それから静止画が、これ1本、それにもう一つPR展示物の作製委託、そういったものを今、考えております。

それから次に、17ページの工事請負費5,000万円のうち、観光振興課分公園施設整備工事でございますが、2カ所、やる予定でございますが、山頂公園から、いわゆる山頂に上がる園路の整備、それと展望台の施設の改修、この2つ、合わせて2,100万円程度です。

以上です。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、17ページの工事請負費都市計画分について御説明いたします。

公園の施設整備工事といたしまして、天神山の公園の総合遊具設置工事及び向島運動公園の総合遊具設置工事、及び桑山公園への案内標識設置工事、この3点でございます。

以上です。（「額は」と呼ぶ者あり）

金額は合わせまして2,850万円相当ということです。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） 後のほうはわかったんですが、ちょっと部長、答弁よく聞かえなかったんですが、ビデオを3本つくったとか、これ何のビデオって言われましたか、もう一遍、説明してもらえませんか。

それから、PRのというのは、その辺もちょっと、もう少し詳しく教えてください。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 映像ソフトの作製委託で、いわゆる季節編というものを今つくる予定で、これが4本、それと静止画、これは建造物の紹介ということで、これを1本の予定でございます。

議長（行重 延昭君） ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第60号については関係各常任委員会に付託と決しました。

意見書第3号基地対策予算の増額等を求める意見書

議長（行重 延昭君） 意見書第3号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。24番、久保議員。

〔24番 久保 玄爾君 登壇〕

24番（久保 玄爾君） 基地対策予算の増額等を求める意見書につきまして、若干補足説明をいたします。

今年度は固定資産税の評価替えの年でございます、総務省所管の固定資産税の代替性格を持つ基地交付金につきまして、これまで3年ごとに増額されておりましたけれども、

来年度（平成22年度）において、同じように、経緯を踏まえて増額することをお願いするとともに、基地交付金の対象施設を拡大してほしいという要望と、また防衛省の所管の基地周辺対策経費のうち、特に特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、これまでも増額されてきました経緯がありますので、平成22年度におきましても、増額されることを要望するものでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号については原案のとおり可決されました。

議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。なお、次の本会議は7月3日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いいたします。お疲れでございました。

午前11時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月30日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 久 保 玄 爾

防府市議会議員

山下 和 明